

脱炭素社会の実現と持続可能な1次産業への寄与に対する推奨活動について

1. 目的

尾鷲市では、脱炭素社会の実現と持続可能なまちづくりに取り組む「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、森林の保全を通じた温室効果ガスの吸収量の増加、温室効果ガスの排出削減の取り組みを進めており、これに寄与する取り組みや商品等を、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進に寄与するものとして推奨し、カーボンニュートラルに関する気運の醸成や、新たな付加価値創出に繋げていくことを目的とする。

2. 推奨活動

尾鷲市ゼロカーボンシティ推進に寄与し、以下に掲げる基準に合致する、市内外の団体や個人は、尾鷲市ゼロカーボンシティ推奨品又は推奨活動として、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマークを使用し、差別化・付加価値化を進めるとともに、市においても、積極的に情報発信や利用促進に努める。

3. 推奨基準

(1) 森林・木材関係

- ・尾鷲産材を使用した木工製品
- ・尾鷲産材を使用した木材製品
- ・尾鷲市内の森林からでる間伐材を活用した製品
- ・尾鷲市内において、植林や森林保全に取り組む活用やイベント

(2) 農産物関係（化学農薬、化学肥料の削減）

- ・尾鷲市内で栽培され、みえの安心食材として認定された農産物又は同等基準の農産物
- ・尾鷲市内で栽培され、地域の慣行的に行われる、農薬防除・施肥基準双方とも50%以上削減し栽培された「特別栽培農産物」又は同等基準の農産物
(※三重県農薬防除・施肥基準参照 ※特別栽培農産物表示ガイドライン参照)
- ・尾鷲市内で栽培され、有機JAS規格を受けた農産物
- ・尾鷲市内で栽培され、上記3つの基準をいずれか満たす農産物を主原料とした加工品
- ・尾鷲市内において、化学農薬や化学肥料の削減に資する活動やイベント等

(3) 尾鷲市ゼロカーボンシティ推進に寄与する活動やイベント

- ・カーボンニュートラルを目的とした活動やイベント
- ・カーボンニュートラルの周知や啓発に資する活動やイベント

(4) その他、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進に寄与すると市長が認めるもの

4. 尾鷲市カーボンニュートラル宣言ロゴマークの使用

尾鷲市ゼロカーボンシティ推進に寄与し、推奨基準に合致している場合は、別紙「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマーク使用届」及び誓約書を水産農林課に提出し、ロゴマーク使用ルールを順守のうえロゴマークを使用する。

5. ロゴマーク使用の中止

「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマーク使用届」を提出し、ロゴマークを使用している場合、届出内容に虚偽や偽りが判明した場合や、社会通念上ふさわしくないと判断した場合は、市長はロゴマークの使用を中止することができる。

この場合、届出者はロゴマークの使用を速やかに中止し、指示に従わなければならない。

6. 推奨基準の追加

尾鷲市ゼロカーボンシティの取り組みを進めるうえで、推奨基準の追加または変更等が必要となった場合は、推奨基準を見直すことができる。その場合は速やかに周知を図ることとする。

7. 情報発信及び利用促進

尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマーク使用届出者は、新たな付加価値づくりにおいて情報発信や付加価値創出に努めるとともに、市においても、ふるさと納税やホームページなどあらゆる機会を通じて、情報発信や利用促進に努めることとする。

8. その他

(1) 「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマーク使用届」の受付及びロゴマークの提供等は水産農林課が行う。

(2) 市は、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマークを使用している団体や個人に対し、必要に応じて聴き取りや確認を実施することができる。

尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言ロゴマーク使用ルール

1. ロゴデザインは下記のデザインを使用する。



2. ロゴデザインの大きさは、デザインの文字が読み取れる程度を最低の大きさとする。
3. ロゴデザインの色については原則緑を使用する。ただし、使用する状況により、白黒やモノトーンでの使用も可能とする。
4. ロゴマークは、市が提供する電子データ又は別表の指定デザインに基づき作成又は印刷したものを使用する。
また、カーボンニュートラルの効果の可視化を図るため、温室効果ガス等の削減量について客観的に把握又は換算できるものについては併せて削減量等の表示に努める。